

八代市

Yatsushiro City



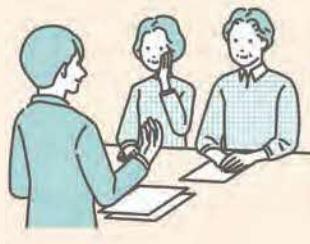
おくやみ ハンドブック

「おくやみコーナー」をご利用ください

ご遺族のために市役所で行うさまざまな手続きがスムーズに行えるよう、職員が必要書類の作成補助や各窓口などのご案内をさせていただきます。

完全予約制

手続きにかかる時間短縮のため、
電話予約制を行っています。



予約電話番号：☎ 0965-33-4670

予約受付時間：平日 午前8時30分～午後4時30分

※前日までにご予約をお願いします。

<所在地>

八代市松江城町1番25号（八代市役所 市民課内）

ご遺族の方へ

ご家族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

八代市では、市役所を中心としたお亡くなりに伴う諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

事前準備について

八代市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

1ページの「おくやみコーナーを利用される方へ」をご確認ください。



STEP 2

おくやみコーナーの予約（☎ 0965-33-4670）

おくやみコーナーをご利用される場合は、お電話にてご予約ください。また、Step1でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。



STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、八代市役所おくやみコーナーへお越しください。



もくじ

おくやみコーナーを利用する方へ P.1

市役所での主な手続き

世帯主の変更、印鑑登録証、住基カード	P.2
個人番号カード（通知カード）、国民年金	P.3
農業者年金	P.5
国民健康保険	P.6
後期高齢者医療保険	P.7
介護保険	P.8
緊急通報・配食サービス、障がい者	P.9
軽自動車税	P.12
固定資産税	P.13
納税	P.14
上水道、簡易水道	P.15
下水道、浄化槽・農業集落排水	P.16
市営住宅	P.17
空き家、農地	P.18
森林、犬	P.19
八代市営墓地、児童手当	P.20
こども医療費助成、ひとり親家庭	P.21
保育園	P.23

市役所以外での一般的な手続き

亡くなられた方が会社員だった場合	P.24
亡くなられた方が個人事業主だった場合	P.25
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.26
相続に関する手続きチェックリスト	P.28
ご遺族メモ / 家系図	P.29
ご遺族メモ / 故人の財産について	P.30
相続登記について	P.31

証明書・戸籍謄抄本等を取得される方へ

住民票（除票）の写し	P.32
戸籍謄本・抄本等	P.33
戸籍の附票、死亡届の写し（死亡届記載事項証明書）、印鑑登録証明書	P.34
委任状	P.35
郵便による戸籍謄抄本等の請求方法	P.37
戸籍関係書類請求書（郵便請求用）	P.38
庁舎内案内図	P.39
各支所へのお問い合わせ	P.40

おくやみコーナーを利用する方へ

おくやみコーナーにお越しの際は、以下のものをお持ちください。

ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など
- 認印（※相続人代表者及び喪主の方、並びに窓口にお越しいただく方のもの）
- 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

亡くなられた方のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- 介護保険被保険者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

世帯主の変更

世帯主が亡くなられた方

主な手続き：世帯主変更

必要なもの

- 来庁者の本人確認書類

世帯主が亡くなられた場合は、別の世帯員が世帯主となります。新しい世帯主について職員から確認させていただきます。なお、同世帯員でない場合は委任状が必要になります。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

印鑑登録証

印鑑登録をされていた方

主な手続き：返納または廃棄

必要なもの

- 印鑑登録証（ガメさんカード）

お亡くなりと同時に廃止のため、印鑑登録証明書は発行できません。個人情報の入ったカードではありませんので、自宅で廃棄されてもかまいません。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

住基カード

住民基本台帳カードをお持ちだった方

主な手続き：返納不要

必要なもの

- なし

お亡くなりと同時に使用できなくなります。

窓口

本庁：市民課（1階⑥番）

☎ 33-4110

支所：地域振興課

個人番号カード(写真付きマイナンバーカード)

個人番号カードをお持ちだった方

主な手続き：返納不要

必要なもの

- なし

お亡くなりと同時に使用できなくなります。

死亡に伴う各種手続きで、亡くなられた方の個人番号の記載を求められることがありますので、保管ください。

※通知カードについても同様です。

窓口

本庁：市民課(1階⑥番)

☎ 33-4110

支所：地域振興課

国民年金

国民年金・厚生年金を受給していた方

主な手続き：死亡届

必要なもの

- 亡くなった方の年金証書
- 亡くなった方の死亡の事実がわかる書類(死亡診断書の写し等)
- 窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)

窓口

本庁：

国保ねんきん課(1階⑦番)

☎ 33-4105

支所：地域振興課

国民年金・厚生年金を受給していた方

主な手続き：未支給年金請求

必要なもの

- 亡くなられた方の年金証書
- 窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- 請求者となる方の振込先口座がわかるもの
(預貯金通帳またはキャッシュカード)
- 請求者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご案内いたします。

窓口

本庁：

国保ねんきん課(1階⑦番)

☎ 33-4105

支所：地域振興課

国民年金に加入中の方（国民年金を受給される前に亡くなられた方）

主な手続き：遺族基礎年金請求
死亡一時金請求
寡婦年金請求

必要なもの

- ・亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの
(年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書)
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ・請求者となる方の振込先口座がわかるもの
(預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・請求者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

※その他戸籍謄本等必要な書類については、来庁時にご案内いたします。

窓口

本庁：
国保ねんきん課(1階⑦番)
☎ 33-4105

支所：
地域振興課

厚生年金を受給していた方

主な手続き：遺族厚生年金請求（※手続きの案内のみ）

必要なもの

※年金事務所は予約制となっております。事前にお電話等で予約のうえ、来訪してください。

※代理の方が手続きを行う場合は、本人からの委任状が必要となります。委任状は、市役所国保ねんきん課または日本年金機構のホームページで配布しています。

窓口

八代年金事務所
☎ 35-6123
〒866-0831
八代市萩原町二丁目 11-41

MEMO

農業者年金

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

農業者年金を受給していた方 農業者年金に加入していた方

主な手続き：死亡届

- 未支給年金請求
- 死亡一時金の請求

必要なもの

下記以外に他の書類も必要な場合がありますので、まずは窓口へご相談ください。

- 亡くなられた方の農業者年金証書、まだ農業者年金の受給をされていない方は、農業者年金被保険者証
- 亡くなられた日が確認できる戸籍謄本等
(未支給年金、死亡一時金がある場合)
- 亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等
- 請求者となる方の振込先の預貯金通帳
- 請求者となる方の印鑑

窓口

本庁：
農業委員会事務局（4階）
☎ 33-6342
※手続きは、JAやつしろ各支所

MEMO

国民健康保険

国民健康保険に加入していた方、または、 世帯内に国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方

主な手続き：保険証及び各種認定証返還

葬祭費支給申請

送付先申請

世帯主の場合世帯内の加入者全員に交付している証の記載事項変更

国民健康保険税の精算

必要なもの

【国民健康保険に加入していた方の場合】

- ・亡くなられた方の被保険者証
- ・亡くなられた方の各種認定証
- ・喪主の方の印鑑
- ・手続きする方の印鑑
- ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・葬祭費の振込先口座がわかるもの
(喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・葬祭を行ったことまたは喪主が確認できるもの
(埋火葬許可証、葬祭の領収書、会葬礼状等)

【世帯内に国民健康保険に加入している方がいる世帯主の方の場合】

- ・その世帯の加入者の被保険者証
- ・その世帯の加入者の各種認定証
- ・手続きする方の印鑑
- ・手続きする方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・相続人代表となる方の印鑑
- ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの
(預貯金通帳またはキャッシュカード)

窓口

本庁：

国保ねんきん課（1階⑦番）

☎ 33-4113

支所：地域振興課

後期高齢者医療保険

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

後期高齢者医療保険に加入していた方

主な手続き：保険証及び各種認定証の返還

葬祭費支給申請

保険料に関する相続人代表届

高額療養費等の振込口座の変更

必要なもの

- ・亡くなられた方の被保険者証
- ・亡くなられた方の各種認定証
- ・葬祭費の振込先口座がわかるもの
(喪主の方の預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・葬祭を行ったことまたは喪主が確認できるもの
(埋火葬許可証、葬祭の領収書、会葬礼状等)
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ・相続人代表となる方の印鑑
- ・相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの
(預貯金通帳またはキャッシュカード)
- ・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄が分かる戸籍謄本
(抄本)が必要となる場合があります。

窓口

本庁：

国保ねんきん課（1階⑦番）

☎ 33-4490

支所：地域振興課

MEMO

介護保険

65歳以上の方、40歳から64歳で要介護等認定を受けていた方

主な手続き：介護保険被保険者証等の返還

保険料に関する相続人代表届（65歳以上の方）

高額介護サービス費支給申請（該当の方）

要介護等認定申請の取下げ（該当の方）

必要なもの

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 亡くなられた方の介護保険負担割合証（該当の方）
- 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証（該当の方）
- 未利用の介護用品購入費支給券（該当の方）
- 相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの
(預貯金通帳またはキャッシュカード)
- 相続人代表となる方の印鑑
- 手続きをする方の本人確認ができるもの及び印鑑
- 相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄が分かる戸籍謄本
(抄本) が必要となる場合があります。

窓口

本庁：

介護保険課（1階④番）

☎ 32-1175

支所：地域振興課

MEMO

緊急通報・配食サービス

緊急通報装置の貸与があつた方 配食サービスの利用があつた方

主な手続き：緊急通報装置の撤去・返還
配食サービスの廃止

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

高齢者支援課（1階③番）

☎ 33-4436

障がい者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方

主な手続き：手帳返還

必要なもの

- ・亡くなられた方の手帳

窓口

本庁：

障がい者支援課（1階②番）

☎ 33-5110

支所：地域振興課

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当を受給していた方

主な手続き：死亡届

未支払請求または口座振替支払申込

必要なもの

- ・相続人代表となる方の預貯金通帳
- ・相続人代表となる方と亡くなられた方の続柄が分かる戸籍謄本（抄本）が必要となる場合があります。

窓口

本庁：

障がい者支援課（1階②番）

☎ 33-5110

支所：地域振興課

特別児童扶養手当を受給していた方

主な手続き：資格喪失認定請求 未支払手当請求

必要なもの

【資格喪失認定請求の場合】

- ・特別児童扶養手当証書
- ・新たに受給者（保護者）となる方の預貯金通帳
- ・新たに受給者（保護者）となる方と受給対象障がい児の続柄が分かる戸籍謄本及び住民票謄本

【未支払手当請求の場合】

- ・受給対象障がい児の印鑑・受給対象障がい児の預貯金通帳

窓口

本庁：

障がい者支援課(1階②番)

☎ 33-5110

支所：地域振興課

特別児童扶養手当支給対象児童の方

主な手続き：資格喪失届または額改定届（減額）

必要なもの

- ・特別児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当受給者の印鑑

窓口

本庁：

障がい者支援課(1階②番)

☎ 33-5110

支所：地域振興課

障害福祉サービス・児童通所サービスを利用していた方

主な手続き：受給者証返還届出

必要なもの

- ・受給者証

窓口

本庁：

障がい者支援課(1階②番)

☎ 33-5110

支所：地域振興課

障がい者

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

緊急通報装置の貸与があつた方

主な手続き：緊急通報装置の撤去・返還

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

本庁：

障がい者支援課(1階②番)

☎ 33-5110

支所：地域振興課

NHK放送受信料免除を利用していた方

主な手続き：NHK 放送受信料免除事由消滅届等

必要なもの

窓口へ連絡し、手続きを行ってください。

窓口

本庁：

障がい者支援課(1階②番)

☎ 33-5110

支所：地域振興課

MEMO

軽自動車税(種別割)

原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車(トラクター、コンバイン、フォークリフト等)を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・ナンバープレート(廃車の場合)
- ・車体番号が分かるもの(自賠責証書等)
- ・届出される方の身分証

※廃車の際、(盗難、紛失等で) ナンバープレートがない場合は、窓口にてご相談ください。

※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。
名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。

窓口

本庁：
市民税課(2階⑬番)
☎ 33-4107

支所：地域振興課
日奈久出張所

軽二輪、小型二輪を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・熊本運輸支局にお問い合わせください。

窓口

熊本運輸局
☎ 050-5540-2086

三輪、四輪の軽自動車を所有していた方

主な手続き：名義変更または廃車

必要なもの

- ・軽自動車検査協会熊本事務所にお問い合わせください。

窓口

軽自動車検査協会
熊本事務所
☎ 050-3816-1758

固定資産税

固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちだった方

主な手続き：相続人代表者指定・変更

必要なもの

- 相続人代表者となる方の印鑑
(相続人が複数人の場合、手続きの説明をさせていただきます)

窓口

本庁：
資産税課（2階⑯番）
☎ 33-4108

支所：地域振興課

共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方

主な手続き：共有代表者の変更

必要なもの

「共有資産に係る代表者変更届」にて届出をしていただきます。

窓口

本庁：
資産税課（2階⑯番）
☎ 33-4108

支所：地域振興課

未登記家屋をお持ちだった方

主な手続き：未登記家屋の名義変更

必要なもの

- 登記をされていない家屋（未登記家屋）について所有権移転の手続きが必要ですので、「課税台帳名義人変更届」にて届出をしていただきます。
- 添付書類は、法務局において登記を行う際に必要となる書類に準じます。（内容を確認後、原本はお返しします）
- 新名義人となる方の実印、印鑑登録証明書（写可）

窓口

本庁：
資産税課（2階⑯番）
☎ 33-4108

支所：地域振興課

納税管理人になっていた方

主な手続き：納税管理人の変更・廃止

必要なもの

「納税管理人申告書」にて届出をしていただきます。
(新たに納税管理人となる方の自署が必要です。)

窓口

本庁：
資産税課（2階⑯番）
☎ 33-4108
支所：地域振興課

納税

納税していた方（納税義務者・納税管理人・相続人代表者）

主な手続き：今後の納税に関する手続き・納付について (口座振替の変更または廃止等)

必要なもの

- ・亡くなられた方の納税通知書や領収書
- ・同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本等）

【口座振替の手続きをされる方】

- ・新たに申し込みされる方の預貯金通帳、通帳届出印。
ただし、この場合は取り扱い金融機関へ直接お申しください。

窓口

本庁：納税課（1階⑧番）
☎ 33-4109
支所：地域振興課

MEMO

上水道

上水道を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、支払方法の変更、閉栓

必要なもの

お客様サービスセンターに連絡し、手続を行ってください。

窓口

上下水道お客様センター
(2階)

☎ 32-7194

簡易水道

簡易水道を利用していた方

主な手続き：使用人名義の変更、支払方法の変更、閉栓

必要なもの

水道局または坂本支所、東陽支所、泉支所の地域振興課に連絡し、手続を行ってください。

窓口

水道局 (5階)
☎ 33-1868

坂本支所 地域振興課
☎ 45-2212

東陽支所 地域振興課
☎ 65-2113

泉支所 地域振興課
☎ 67-2113

MEMO

下水道

下水道を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、使用人数の変更、支払方法の変更・休止

必要なもの

- ・新たな使用者（お名前）、使用人数等を窓口へご連絡ください。
- ※今後も利用状況に変更が生じた場合は、速やかに窓口へご連絡ください。

窓口

上下水道お客様センター
(2階)
☎ 62-9888

浄化槽・農業集落排水

東陽町、泉町で浄化槽・農業集落排水を利用していた方

主な手続き：使用名義の変更、使用人数の変更、支払方法の変更・休止

必要なもの

- ・新たな使用者（お名前）、使用人数等を窓口へご連絡ください。
- ※今後も利用状況に変更が生じた場合は、速やかに窓口へご連絡ください。

窓口

本庁：
下水道総務課（5階）
☎ 33-4147

東陽支所
☎ 65-2111

泉支所
☎ 67-2113

MEMO

市営住宅

入居名義人が亡くなり、引き続き市営住宅に入居を希望される同居親族

主な手続き：入居承継承認申請

必要なもの

引き続き入居される場合は、承継条件を満たす必要があります。

※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

支所：産業建設課

入居名義人が亡くなり、市営住宅を退居される方

主な手続き：市営住宅明渡

必要なもの

退居の際は、家財等の撤去・清掃等原状回復を行ったうえで、退居検査を受ける必要があります。

※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

支所：産業建設課

同居親族が亡くなられた入居名義人

主な手続き：申告票（兼同居異動届）

必要なもの

・市民課で発行されるガイドメッセージの写し

※同居親族が亡くなられたことに伴い、家賃が変動する可能性があります。

※手続きの詳細については、窓口へお問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

支所：産業建設課

MEMO

空き家

家の所有者が亡くなり、空家を有効活用したい方

主要手続き：空き家バンクへの登録

必要なもの

今後、居住する予定の無い空き家について、空き家バンク登録申込の相談を受け付けております。

空き家バンクに登録されると、家財道具等の撤去費用や補修・リフォーム等の補助制度があります。

※手続きの詳細については、お問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

家の所有者が亡くなり、老朽化した危険空家を解体したい方

主要手続き：老朽危険空き家等事前調査申込

必要なもの

老朽化した危険な空き家について解体費用補助制度の相談を受け付けております。

要件に該当した場合は解体費用の一部を補助します。ただし、補助件数については限りがあります。

※手続きの詳細については、お問い合わせください。

窓口

本庁：住宅課（5階）

☎ 33-4122

農地

農地を相続された方

主要手続き：農地法第3条の3第1項の規定による届出

必要なもの

農地を相続し、相続登記が完了したときは農業委員会への届け出が必要です。

- ・土地の登記完了証の写しまたは土地の全部事項証明書の写し
- ・相続された方の印鑑

窓口

本庁：

農業委員会事務局（4階）

☎ 33-6342

支所：産業建設課

森林

市役所での主要な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

森林を相続された方

主要な手続き：森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

必要なもの

所有者変更手続きが必要です。

※窓口へお問い合わせください。(その土地の位置を示す地図、登記事項証明書等が必要になります)

窓口

本庁：水産林務課（4階）

☎ 33-4119

支所：産業建設課

犬

犬を所有していた方

主要な手続き：所有者の変更

必要なもの

窓口へお問い合わせください。

窓口

環境課

(エコエイトやつしろ管理棟1階)

☎ 33-4114

支所：地域振興課

MEMO

八代市営墓地

八代市営墓地（上片・鏡・東陽）を使用していた方

主な手続き：承継の申請（または返還届）・焼骨埋蔵等届

必要なもの

該当する墓地によって手続き場所が異なります。
各所へお問い合わせください。

窓口

上片墓園
環境課
☎ 33-4114

鏡墓苑
鏡支所地域振興課
☎ 52-1115

東陽墓苑
東陽支所地域振興課
☎ 65-2111

児童手当

対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給事由消滅届または額改定認定請求

必要なもの

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：未支払請求認定請求

必要なもの

- 新たに受給者（保護者）となる方の健康保険証
- 児童及び新たに受給者（保護者）となる方の通帳またはキャッシュカード

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

子ども医療費助成

対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格証の返還

必要なもの

- ・子ども医療費受給資格証

窓口

本庁：
子ども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給者の変更

必要なもの

- ・子ども医療費受給資格証
- ・児童の健康保険証
- ・新たに受給者（保護者）となる方の通帳またはキャッシュカード

窓口

本庁：
子ども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

ひとり親家庭

児童扶養手当の対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：資格喪失または額改定認定請求

必要なもの

- ・児童扶養手当証書

窓口

本庁：
子ども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

児童扶養手当を受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：死亡届兼未支払手当請求

必要なもの

- ・児童（または新たに受給者（保護者）となる方）の通帳またはキャッシュカード
- ・児童扶養手当証書

※新たに受給者（保護者等）となられる方に、手続き等を窓口にてご説明します。

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

ひとり親家庭医療費助成の対象児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格変更または受給資格喪失

必要なもの

- ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

ひとり親家庭医療費助成を受給していた保護者がお亡くなりになった場合

主な手続き：受給資格喪失

必要なもの

- ・児童（または新たに受給者（保護者）となる方）の通帳またはキャッシュカード
- ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証

※新たに受給者（保護者等）となられる方に、手続き等を窓口にてご説明します。

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721

支所：地域振興課

保育園

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

保育園を利用していた児童がお亡くなりになった場合

主な手続き：退所願

必要なもの

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721
支所：地域振興課

保護者がお亡くなりになり、児童が保育園を退園する場合

主な手続き：退所願

必要なもの

窓口

本庁：
こども未来課（2階⑪番）
☎ 33-8721
支所：地域振興課

MEMO

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却	速やかに	健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

市役所での主要な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。 八代税務署 ☎ 0965-32-3141
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納	熊本県内各警察署または 運転免許センター
普通自動車	<input type="checkbox"/>	税金に関する手続き	熊本県自動車税事務所 ☎ 096-368-4020
	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車等	九州運輸局 熊本運輸支局 ☎ 050-5540-2086
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き	八代税務署 ☎ 32-3141
	<input type="checkbox"/>	所得税・消費税申告等	
厚生年金	<input type="checkbox"/>	年金に関する手続き	八代年金事務所 ☎ 35-6123
共済年金	<input type="checkbox"/>		各共済組合
企業年金	<input type="checkbox"/>		各企業年金
恩給	<input type="checkbox"/>	恩給に関する手続き	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等所有者の 移転(相続)登記等	熊本地方法務局 八代支局 ☎ 32-2654 (自動音声)
遺言書	<input type="checkbox"/>	遺言書の検認・開封	熊本家庭裁判所 八代支部 ☎ 32-2175
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続の放棄等	
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求・入院 給付金の請求等	各生命保険会社
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結の解除の手続き	各金融機関等

少し落ち着いてから行う市役所以外での手続きチェックリスト

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
株式等	<input type="checkbox"/>	名義変更	証券会社等
国債	<input type="checkbox"/>	記名変更・償還金受領	償還金支払い場所または証券保険証書に記載の郵便局
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約承継・解約	各電話・携帯電話契約会社
電気・ガス料金等	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約減免取りやめ	NHKふれあいセンター(営業) ☎ 0120-151515
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	テレビやつしろ(株) ☎ 30-7171
社会福祉協議会への寄付	<input type="checkbox"/>	社会福祉協議会への寄付 (香典返し)	八代市社会福祉協議会 本所 ☎ 62-8228 〒866-0861 八代市本町一丁目9番14号 八代市社会福祉協議会 坂本支所 ☎ 45-4575 八代市社会福祉協議会 千丁支所 ☎ 37-8801 八代市社会福祉協議会 鏡支所 ☎ 52-0677 八代市社会福祉協議会 東陽支所 ☎ 65-3777 八代市社会福祉協議会 泉支所 ☎ 67-2018

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

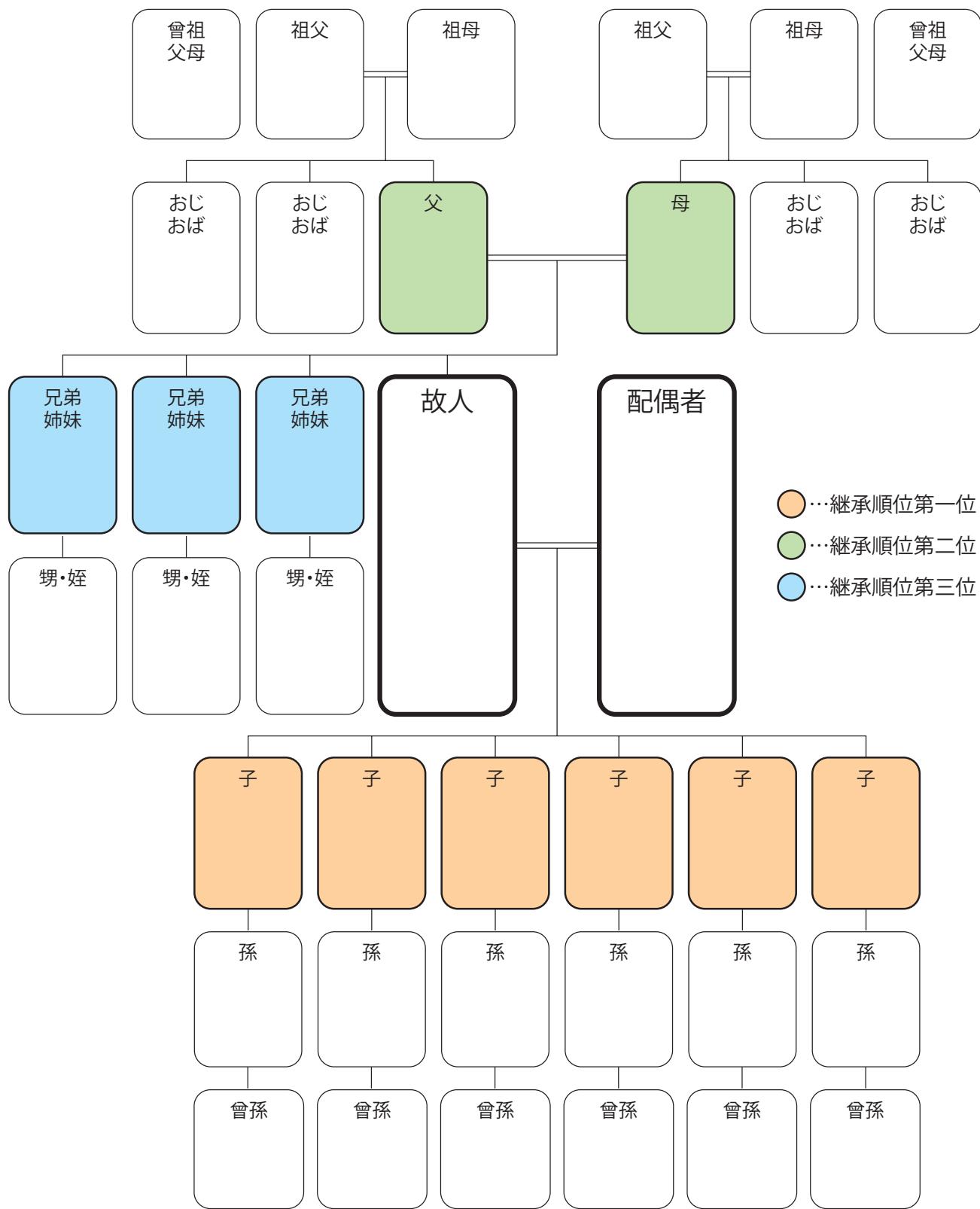
ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)

市役所での主要な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

市役所での主な手続き

市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

未来につなぐ 相続登記をしませんか？

相続登記がされずそのまま放置されると

- 相続が「争続」問題になってしまう
- 相続した不動産をすぐに売ることができない、担保に入れられない
- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手続費用が高額になる
- 様々な社会問題の発生につながる



デメリット

相続が2回以上重なると、誰が相続人となるのか、その調査だけで相当の時間が掛かり、相続登記の手続費用が高額となってしまいます。

相続登記をせずにそのまま放置していると、相続した不動産を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができなくなるなど、思わぬ不利益を受けることがあります。当事者に所在不明の方がいらっしゃる場合は、登記を含めた相続の手続をすることが極めて困難になります。

また、防災・減災、災害復旧の障害となり、地域の治安を悪化させる「空き家等問題」などの様々な社会問題の発生原因ともなりかねません。

相続登記がさまざまなトラブルを防止します

相続人から依頼を受けた司法書士（国家資格）は、法務局へ登記の申請することができます。

熊本県司法書士会相続センター（初回相談無料）

共通予約電話番号 **096-372-2525**

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

法務局ホームページ「不動産登記申請手続き」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

熊本地方法務局ホームページ「登記相談のご案内」（予約制）

http://houmukyoku.moj.go.jp/kumamoto/category_00013.html

「法定相続情報証明制度」で各種相続手続きが便利になります

熊本地方法務局

熊本県司法書士会

証明書・戸籍謄抄本を取得される方へ

- ◆各種手続きには、市役所で発行できる証明書（住民票の写し、戸籍謄抄本、税に関する証明等）が必要になる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただき、どのような証明書が必要かを事前にご確認いただいたうえで市役所にお越しいただくと手続きが進みやすくなります。
 - ◆戸籍謄本等については、申出により原本を返却される場合がありますので提出先にご確認ください。
 - ◆相続人が各種証明書取得のために来庁ができない場合、委任状が必要となる場合があります。詳しくはお尋ねください。
- ※委任状は35ページに掲載しています。

住民票（除票）の写し

<input checked="" type="checkbox"/>	必要なもの	注意事項
<input checked="" type="checkbox"/>	本人確認書類 (運転免許証など) 1通300円	<ul style="list-style-type: none"> ・相続の手続きにおいて、なくなられた方の死亡年月日が載った住民票の写し（除票）や相続人の方の住民票が必要となることがあります。 ・住民票に載せる情報を必要に応じて選ぶことができます。世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、住民票コード、個人番号（マイナンバー）などの記載が必要かどうか、提出先にご確認の上ご請求ください。 <p>※亡くなられた方のマイナンバーを記載した住民票については、発行できません。</p>
<input type="checkbox"/>		

MEMO

証明書・戸籍謄抄本を取得される方へ

戸籍謄本・抄本等

必要なもの	注意事項
<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真付きが望ましい) <input type="checkbox"/> 戸籍全部(一部) 事項証明書 1通 450円 <input type="checkbox"/> 除籍全部(一部) 事項証明書 1通 750円 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍 除籍謄抄本 1通 750円	<ul style="list-style-type: none">戸籍謄抄本等は、本籍地へ請求してください。死亡届を提出されたら、死亡の記載のある戸籍を取得できるまで日数がかかります。亡くなられた方の配偶者、直系尊属(両親・祖父母)または直系卑属(子・孫)以外の方からの請求の場合、委任状が必要です。(目的によって不要な場合もあります) 個別に遺言書をお持ちである場合、または生命保険等の受取人に指定されている場合など、遺言書や生命保険証書など相続関係を確認できるものを提示してください。どのような戸籍が必要かは、提出先にご確認の上、請求してください。コピー(複製)の提出が可能なところもあるようです。 (例) 亡くなられた方の【出生から死亡までの一連の戸籍】 亡くなられた方の【結婚から死亡までの一連の戸籍】 亡くなられた方の【死亡年月日の載っている戸籍】 亡くなられた方と【相続人の関係が分かる改製原戸籍】 相続人の【現在の戸籍(全部事項証明書)】など
<input type="checkbox"/>	<p>戸籍は1通で生涯をすべてあらわしているものではなく、昔の戸籍は戸主(現在の筆頭者)が変わるとたびに、また法改正のたびに戸籍が編製されています。生涯のどの部分の戸籍が必要か提出先にご確認ください。</p>

MEMO

戸籍の附票

<input checked="" type="checkbox"/>	必要なもの	注意事項
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 (運転免許証など) 1通300円	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍の附票とは、本籍地の市区町村で記録していく住所履歴です。 戸籍の附票は本籍地へ請求してください。 請求の際は、誰のどの住所からどの住所までの附票が必要か示してください。 <p>※長年変えていない土地等の登記情報や、先代名義の車の登録抹消手続きなど、昔の住所を記載した附票が必要になる場合があります。</p>

死亡届の写し(死亡届記載事項証明書)

<input checked="" type="checkbox"/>	必要なもの	注意事項
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 (運転免許証など) 1通350円 提出先を確認するための資料(簡易保険証書・年金証書など)	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局の簡易保険の請求、公的年金(厚生年金、共済年金など)にかかる遺族年金請求など死亡届記載事項証明書の提出が義務付けられている場合にしか交付できません。(請求できる方も限られています。) 死亡届を出した市区町村役場か本籍地の市区町村役場へ問合せください。

印鑑登録証明書

<input checked="" type="checkbox"/>	必要なもの	注意事項
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 (運転免許証など) 印鑑登録証 (ガメさんカード) 1通300円	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の印鑑登録証明書は発行できません。 相続手続きでは、相続人の印鑑登録証明書が必要なケースが多いです。 実印を登録している方は、印鑑登録証(ガメさんカード)を窓口へ必ず提示してください。 印鑑登録証(ガメさんカード)があれば、委任とみなしますので、代理人でも委任状なしで印鑑登録証明書の取得が可能です。

委任状（委任通知書）
(依頼をする人がすべて直筆で記入してください)

※鉛筆や消えるボールペンなどで記入された場合は受付できません。

(あて先) 八代市長

令和 年 月 日

委任者（依頼をする人）

住 所			
氏 名			
※本 種			
※筆頭者の氏名		※筆頭者との続柄	
電 話 番 号			
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月 日

※戸籍・除籍・改製原・附票・身分証明書を委任される場合は、**本籍・筆頭者の氏名・筆頭者との続柄**もご記入ください。

私は、下記の者を代理人と定め、委任した証明書等の交付申請及び受領の権限を委任します。

代理人（窓口に来る人）

住 所			
氏 名			
電 話 番 号			

委任事項（委任する証明書等に○をつけ、枚数を記入してください）

証明書等名		枚数
住民票・記載事項証明	※個人番号（ 有 ・ 無 ）	枚
戸籍 [必要な内容を（ ）の中に詳しく述べてください。（例）〇〇の出生～現在までの戸籍		枚 セット
附票 [必要な内容を（ ）の中に詳しく述べてください。（例）△△の〇〇市□□町～現在までの附票		枚
身分証明書		枚
税証明（ 所得証明書 ・ 資産証明書 ・ 納税証明書 ）		枚
その他（ ）		枚

※個人番号（マイナンバー）入りの住民票の取得を委任される場合は、代理人へお渡しすることができません（**委任者へ直接郵送することとなります**）。あらかじめご了承ください。

使用目的 使用目的を記入してください （例）年金の手続き、相続の手続き

--

※代理人（窓口に来る人）は、運転免許証や健康保険証など、代理人であることが確認できるものを窓口に提示してください。

MEMO

郵便での戸籍謄抄本等の請求方法

戸籍（除籍・改製原戸籍）謄抄本、戸籍の附票、身分証明書等は、本籍地の市区町村から郵便で取り寄せることができます。

① 【請求書】にご記入ください。

裏面の「戸籍関係書類請求書」に必要事項を記入してください。

※請求の理由はできるだけ詳しく記入してください。

（例）○○の死亡に伴う△△の手続きのため、○○が生まれてから死亡するまでの連続した戸籍（除籍・改製原戸籍）が必要。

※戸籍の附票を請求する場合は、必要な住所を記入してください。

（例）○○の車を廃車するため、△△から□□までの住所のつながりが必要。

※請求される方と、戸籍等に記載されている方との続柄の確認を行います。

当市で続柄の確認ができない場合（当市に戸籍等がない方）は、続柄を証明するための戸籍等のコピーを添付してください。

② 【手数料】は「定額小為替」でお願いします。（切手不可）

定額小為替は郵便局で購入できます。

※戸籍の附票、身分証明書等の手数料は、市区町村によって異なりますので、あらかじめ、お確かめください。

③ 【返信用の封筒】をご準備ください。

返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。なお、お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

④ 【本人確認書類の写し】を添付してください。

運転免許証・健康保険証等の本人確認ができる書類のコピーを添付してください。

⑤ 【①②③④を同封】し、本籍地の市区町村の戸籍担当課にご請求ください。

【お願い】郵送の場合は、配達日数と事務処理日数が必要です。

日数に余裕を持って請求してください。

戸籍関係書類請求書

請求者	住所	〒(-)		
	ふりがな 氏名	(明治・大正・昭和・平成 年 月 日生)		
	電話番号 (昼間に連絡できるところ)	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先	() -	
	<input type="checkbox"/> 携帯	() -		
誰のものが 必要ですか	本籍 (番地までご記入ください)			
	筆頭者 (戸籍の最初に書かれている方)	(明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生)		
	抄本のときは必要な方のお名前	(明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生)		
請求者との 続柄	※必要な方(謄本の場合は筆頭者)からみた請求者との関係をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他() ⇒具体的に記入してください			
何が必要 ですか ※④、⑤は記載 の有無に○を 付けてください		謄本 (全部事項証明)	抄本 (個人事項証明)	手数料
	①戸籍	通	通	1通 450円
	②除籍	通	通	1通 750円
	③改製原戸籍	通	通	1通 750円
	④戸籍の附票 本籍・筆頭者記載(有・無)	通	通	八代市 1通 300円
	⑤住民票 本籍記載(有・無) 続柄記載(有・無)	通	通	
	⑥身分証明書	※本人以外が請求する場合は委任状が必要	通	
	⑦その他()		通	
※具体的な 証明書が 不明な場合⇒	()様の()から()まで()セット			④～⑦の 手数料は 各市町村 によって 異なり ます
※例:八代花子の出生から死亡まで1セット、八代太郎の婚姻から△△市への転籍まで2セット				
請求の理由 (なるべく詳しく 記入して ください)	必要な証明書がご不明な場合は、どんな手続きのために誰のどのような内容のものが必要かを詳しくご記入ください。 下記に該当する場合は、()内に記入、○を付けてください。 公的年金(障がい・老齢・未支給・遺族)手続きのため()年金事務所・()役所に提出(公用)			
最近戸籍の 届け出をされ ましたか	1. はい() 2. いいえ	市区町村	届出	年 月 日

- 同封物□
チェック
- 手数料として、定額小為替(郵便局で販売しているもの) 円分
 - 返信用封筒(送付先の住所、氏名(請求者のもので本人確認書類と同一)を記入し、切手を貼ったもの)
 - 本人確認書類の写し(運転免許証等)

庁舎内案内図（1・2Fのみ抜粋）

市役所での主な手続き

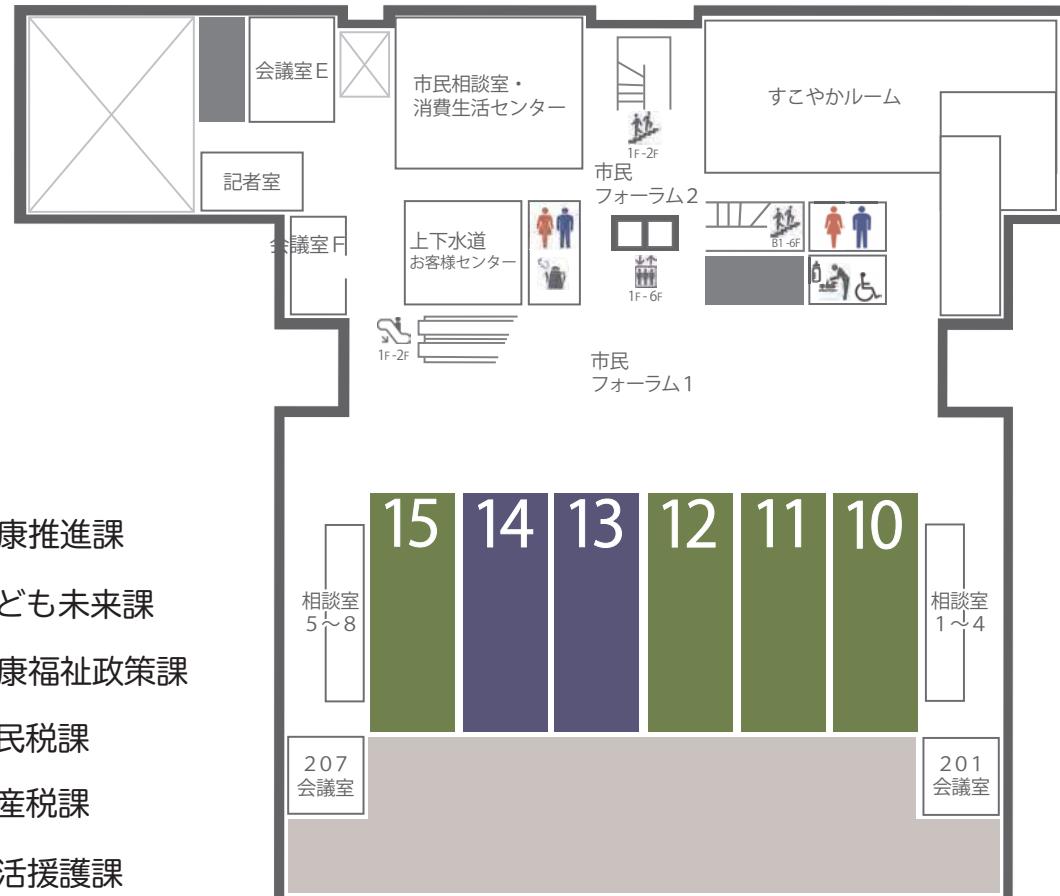
市役所以外での一般的な手続き

証明書・戸籍謄本等の取得

お問い合わせ

2F

- 10 健康推進課**
- 11 こども未来課**
- 12 健康福祉政策課**
- 13 市民税課**
- 14 資産税課**
- 15 生活援護課**



1F

- 1 証明書発行窓口**
- 2 障がい者支援課**
- 3 高齢者支援課**
- 4 介護保険課**
- 5 福祉総合窓口**
- 6 市民課**
- 7 国保ねんきん課**
- 8 納税課**
- 9 会計課**



各支所へのお問い合わせ

坂本支所	〒 869-6105 八代市坂本町坂本 1051-2
市民福祉係	☎ 45-2212
建設係	☎ 45-2290
農林水産係	☎ 45-2363

東陽支所	〒 869-4301 八代市東陽町南 1105-1
市民福祉係	☎ 65-2111
建設係	☎ 65-2113
農林水産係	☎ 65-2115 ☎ 65-2114

千丁支所	〒 869-4703 八代市千丁町新牟田 4228-12
市民サービス係	☎ 46-1101
健康福祉係	☎ 45-5183
建設係	☎ 46-1104
農林水産係	☎ 46-1102

泉支所	〒 869-4401 八代市泉町柿迫 3131
市民福祉係	☎ 67-2113
建設係	☎ 67-2176
農林水産係	☎ 67-2112

鏡支所	〒 869-4292 八代市鏡町内田 453-1
市民サービス係	☎ 52-1115
健康福祉係	☎ 52-7836
建設係	☎ 52-7820
農林水産係	☎ 52-7820



MEMO

MEMO

遺品整理 生前整理 空き家相談

当社には
遺品整理士の
有資格者が在籍
しています。



こんなお悩みはございませんか？

- 遠方のため自分で整理ができない
- 忙しくて作業時間がない
- 空き家となったお家をどうしよう
などなど

有限会社タニガワが地域に根ざしたサポートを致します。
家財処分（一般・産業廃棄物収集運搬業）はもとより価値ある物の
買取（古物業）、空き家のご相談も承っています。

<電気工事士＆ガス機器設置スペシャリスト在籍>

お気軽にお問い合わせください。

090-8764-7186

通話料無料 **0800-200-8246**

電話受付時間8:00～22:00 365日受付

有限会社タニガワ

熊本県八代市日奈久東町 201

許可(收)第4-15号 一般廃棄物収集運搬業許可証
第931180000744号 熊本県公安委員会
第04300209085号 産業廃棄物収集運搬業許可証



謹んでお悔み申し上げますと共に
心よりご冥福をお祈りいたします



故人様を偲んでくださった方へ感謝の気持ちを込めて贈る香典返し
ギフト専門のシャディショップだからできるサービスを用意しています



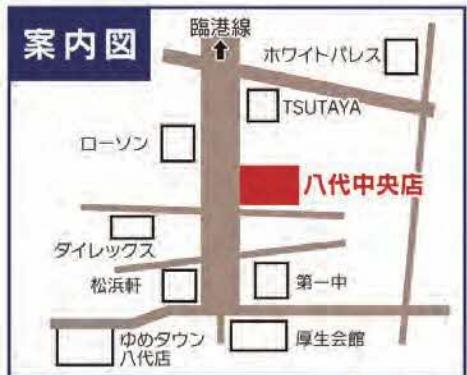
充実したカタログギフトコーナー
(香典、返礼に好適品)

無料送迎もいたします
ご遠慮なくお申し付け下さい

- ・全国無料宅配商品展示中！
- ・葬祭アドバイザーが親切に対応します
- ・香典、忌明け返礼品お買い上げ特典有り
- ・ ポイント加盟店



JA やつしろ指定店



シャディ・サラダ館

Gift kameya 八代中央店



八代市松江町342(松江通り)

TEL: 0965-30-0071

FAX: 0965-30-0072

相続に関するお手続きは
開業40年の実績 宮川輝之法律事務所
 にご相談ください



相続する方、相続される方の思いに寄り添います。

戸籍取得、相続人調査、遺産分割協議書作成、
 預貯金の解約・引出、遺言書作成、相続放棄等ご依頼いただけます。
お気軽にお問合せください。



宮川輝之法律事務所

弁護士 宮川輝之（熊本県弁護士会所属）

熊本県八代市西松江城町2番28号

TEL 0965-32-7876

営業時間／平日 9時～17時30分
 定休日／土・日・祝日

※事前予約制（初回相談後は、時間外のご相談をお受けできる場合がございます）

ご存知ですか？

こんな方に
おすすめ
です

死後手続きは 生前から始められます！

- 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- 介護施設の入居や転居のタイミングで
 誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT
1

専任コンサルタントの
手厚いサポート

POINT
2

ご紹介する専門家は
お住まいのエリアで安心

POINT
3

必要な手続きを
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

0120-487-413

受付時間

9:00～17:30(年中無休)

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。
 運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

ご葬儀後の返礼・引出物 香典返し・七七日忌(忌明)・初盆・年忌法要

お気軽にご相談ください。贈答アドバイザーが承ります。

この度はお悔やみ申し上げます。
お世話になった方々への感謝の気持ちをお届けする
お手伝いをさせていただきます。

豊富な品揃え、展示の中からお選びいただけます。
◆◆◆◆◆ 下記のサービス・商品以外のことでもお気軽にお問い合わせ下さい。 ◆◆◆◆◆

1

全国・九州送料無料

※送料無料表示商品に限ります。

2

”香典返し・七七日忌(忌明) 仏事”専用力タログなど 無料進呈

※お気軽にカタログ等資料請求お申し付けください。お電話、メール、FAXなど
でも承ります。

3

お礼状・奉書サービス

※ご利用方法の詳細は店頭でご確認
ください。



専門アドバイザーが
ご相談賜ります。

〈例〉



カタログギフト

『VARIOUS』

ご予算に合わせて
選べるカタログギフト

15
コース

税込3,080円～55,880円



※お気軽にカタログ等資料請求お申し付けください。
お電話、メール、FAXなどでも承ります。

盆
ちようちん
枝垂れ桜シリーズ



※商品・サービス等予告なく変更となる場合もあります。

*インスタグラム

<https://www.instagram.com/amrosegift/>



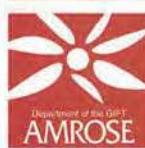
*アムローズネットショップ

<https://www.gift-store.jp/amrose/>



アムローズ海士江店

検索



プレゼント&ギフト専門店
ギフトのデパート

アムローズ

八代市海士江町2953-3 営業時間/AM10:00～PM6:00

TEL 0965-32-5088

エンペラー様 ●ナフコ様
アムローズ 駐車場完備 フードプラザ 敬仁
至干丁 ●にしだ様 病院様
●長谷川外科様

八代消防署 ●イオン八代店様
至港 ●ほけんの窓口様
臨港線 至八代 I.C.

相続した不動産のことで、 お困りではありませんか？



こんなお悩み・お困り事はご相談ください。

- ✓ 相続した不動産を今売るといくら？貸すといくら？
- ✓ 貸したいけど、自分で管理は大変そう…。どこに頼めばいいの？
- ✓ 部屋の中の家具や荷物、撤去や処分はどこに頼めばいいの？
- ✓ 相続した不動産に雨漏りが…。修理やリフォームが必要かも？
- ✓ 空き家のままの実家…。固定資産税や修繕・管理費など、
このまま支払い続けるのはもったいない気がする…。
- ✓ 実家を相続したけど、遠方に住んでいるから住まないし、
すぐに現金化できたりするのかな？

当社にお任せください！

相談無料 秘密厳守 無料査定 スピード対応



人にやさしい街づくり お客様の環境をトータルサポート

株式会社島コーポレーション

0965-80-4159

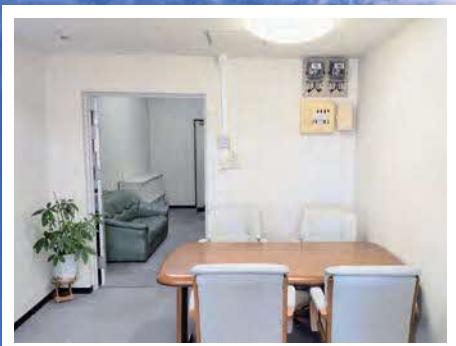


営業時間 / 9:00 ~ 18:00 定休日 / 不定休 FAX / 0965-33-9285 Mail / info@shimacorp.jp
熊本県八代市松江本町 7 番 25 号 <https://www.shimacorp.jp> 熊本県知事免許 (4) 第 4632 号

八代市役所より徒歩にて1分程度 駐車場あり

相続登記・遺産承継・法定相続情報など

相続のことなら 山下淳一司法書士事務所へ



「どうしたらいいの？」というお悩みに
全力でサポートさせていただきます。

＼ まずはお気軽にご相談ください。 ／

初回
相談無料

安心の
事前
お見積り

16年の
実務経験



八代市役所すぐそば

山下淳一司法書士事務所
☎ 0965-39-5011

〒866-0856 熊本県八代市通町11-14
ニュークリエイトビル 3階

受付時間：8:30～17:00(土・日・祝日を除く)



あなたの街の相談所

こんなことでお困りではないですか？

相続
手続き



相続の手続きは
何から始めたらいいんだろう…

相続税
申告



相続税の申告は必要な？

相続税の税金はだれが
いくら払うの？

＼ あなたの「困った」をサポートいたします ／

初回相談無料。お気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 0965-33-3521

営業
時間 8:00～17:00
定休日：土日祝日



(株) インフォミックス
宍倉涉税理士事務所

〒866-0866 熊本県八代市鷹辻町5-25

🌐 <https://shishikura-keiei.com/>



発 行 八代市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2023年9月